

文書	条文	修正前	修正後
協定書	1条13号	(13)「入居者移転支援企業」とは、構成企業のうち、入居者移転支援業務を行う●をいう。	(1)「 移転支援企業 」とは、構成企業のうち、入居者移転支援業務を 担当又は管理する● をいう。
協定書	1条4号	(4)「建築企業」とは、構成企業のうち、市営住宅整備業務等の建設工事に係る業務を行う●をいう。	(5)「建築企業」とは、構成企業のうち、 建築工事を担当又は管理する● をいう。
協定書	1条5号	(5)「建築工事監理企業」とは、構成企業のうち、市営住宅整備業務等の建設工事監理に係る業務を行う●をいう。	(6)「建築工事監理企業」とは、構成企業のうち、 工事監理業務(建築)を担当又は管理する● をいう。
協定書	1条9号	(9)「設計企業」とは、構成企業のうち、市営住宅整備業務等の設計等に係る業務を行う●をいう。	(10)「設計企業」とは、構成企業のうち、 設計業務を担当又は管理する● をいう。
協定書	1条	(新規追加)	(14)「 土木企業 」とは、構成企業のうち、 土木工事を担当又は管理する● をいう。
協定書	4条1項	第4条 本事業に関し、①既存住宅等の解体撤去の設計並びに建替住宅等及び関連する公共施設等の設計等に係る各業務を設計企業が、②既存住宅等の解体撤去、建替住宅等及び関連する公共施設等の建設工事の各業務を建築企業が、③工事監理業務を建築工事監理企業が、④入居者移転支援業務を入居者移転支援企業が、⑤本施設等の維持管理・保守点検を維持管理企業が、⑥その他の業務を事業者グループの構成企業のうちいずれかが、それぞれ事業契約の規定に基づき担当するものとし、担当業務を第三者に行わせる場合であっても、事業契約に定める条件を遵守するとともに、担当業務の全部を第三者に行わせてはならない。	第4条 本事業に関し、① 設計業務 を設計企業が、② 建築等業務 を建築企業及び 土木企業 が、③ 建築工事監理業務 を建築工事監理企業が、④入居者移転支援業務を 移転支援企業 が、⑤その他の業務を事業者グループの構成企業のうちいずれかが、それぞれ事業契約の規定に基づき 担当又は管理 するものとし、担当業務を第三者に行わせる場合であっても、事業契約に定める条件を遵守するとともに、担当業務の全部を第三者に行わせてはならない。
協定書	4条2項	2 設計企業、建築企業、建築工事監理企業、入居者移転支援企業及び維持管理企業は、事業契約により担当する業務を誠実に行わなければならない。	2 設計企業、建築企業、 土木企業 、建築工事監理企業、 移転支援企業 及び その他の企業 は、事業契約により 担当又は管理 する業務を誠実に行わなければならない。

契約書	15条1項	第15条 設計業務は、構成企業のうち設計企業が担当するものとし、設計業務に関する市の構成企業への通知や文書の交付その他の連絡は設計企業（複数ある場合には設計代表者）に対して行えば足りるものとする。	第15条 設計業務は、構成企業のうち設計企業が担当 又は管理 するものとし、設計業務に関する市の構成企業への通知や文書の交付その他の連絡は設計企業（複数ある場合には設計代表者）に対して行えば足りるものとする。
契約書	20条1項	第20条 既存住宅の解体撤去は、構成企業のうち建築企業が担当し、構成企業の責任及び費用負担において、別紙2の事業スケジュールの日程に従い、法令及び要求水準等を遵守のうえ、業務を遂行するものとし、既存住宅の解体撤去に関する市の構成企業への通知や文書の交付その他の連絡は建築代表者に対して行えば足りるものとする。	第20条 既存住宅の解体撤去は、構成企業のうち建築企業が担当 又は管理 し、構成企業の責任及び費用負担において、別紙2の事業スケジュールの日程に従い、法令及び要求水準等を遵守のうえ、業務を遂行するものとし、既存住宅の解体撤去に関する市の構成企業への通知や文書の交付その他の連絡は建築代表者に対して行えば足りるものとする。
	23条1項	第23条 建替住宅等の建設は、構成企業のうち建築企業及び土木企業が担当し、構成企業の責任及び費用負担において、別紙2の事業スケジュールの日程に従い、法令及び要求水準等を遵守のうえ、業務を遂行するものとし、建替住宅等の建設に関する市の構成企業への通知や文書の交付その他の連絡は建築代表者に対して行えば足りるものとする。	第23条 建替住宅等の建設は、構成企業のうち建築企業及び土木企業が担当 又は管理 し、構成企業の責任及び費用負担において、別紙2の事業スケジュールの日程に従い、法令及び要求水準等を遵守のうえ、業務を遂行するものとし、建替住宅等の建設に関する市の構成企業への通知や文書の交付その他の連絡は建築代表者に対して行えば足りるものとする。
契約書	27条1項	第27条 市営住宅整備業務、広場整備業務、シェアスペース整備業務に関する工事監理は、構成企業のうち建築工事監理企業が担当し、構成企業の責任及び費用負担において、別紙2の事業スケジュールの日程に従い、法令及び要求水準等を遵守のうえ、業務を遂行するものとし、当該工事監理に関する市の構成企業への通知や文書の交付その他の連絡は建築工事監理企業（複数ある場合には、建築工事監理代表者。）に対して行えば足りるものとする。	第27条 市営住宅整備業務、広場整備業務、シェアスペース整備業務に関する工事監理は、構成企業のうち建築工事監理企業が担当 又は管理 し、構成企業の責任及び費用負担において、別紙2の事業スケジュールの日程に従い、法令及び要求水準等を遵守のうえ、業務を遂行するものとし、当該工事監理に関する市の構成企業への通知や文書の交付その他の連絡は建築工事監理企業（複数ある場合には、建築工事監理代表者。）に対して行えば足りるものとする。
契約書	28条1項	建設企業	建築企業

契約書	38条1項	第38条 入居者移転支援業務は、構成企業のうち移転支援企業が担当し、構成企業の責任及び費用負担において、別紙2の事業スケジュールの日程に従い、法令及び要求水準等を遵守のうえ、業務を遂行するものとし、入居者移転支援業務に関する市の構成企業への通知や文書の交付その他の連絡は移転支援企業（複数ある場合には移転支援代表者）に対して行えば足りるものとする。	第38条 入居者移転支援業務は、構成企業のうち移転支援企業が担当 又は管理 し、構成企業の責任及び費用負担において、別紙2の事業スケジュールの日程に従い、法令及び要求水準等を遵守のうえ、業務を遂行するものとし、入居者移転支援業務に関する市の構成企業への通知や文書の交付その他の連絡は移転支援企業（複数ある場合には移転支援代表者）に対して行えば足りるものとする。
契約書 別紙	別紙1 用語の 定義	(1) 「移転支援企業」とは、構成企業のうち、入居者移転支援業務を担当する●をいう。	(1) 「移転支援企業」とは、構成企業のうち、入居者移転支援業務を担当 又は管理する ●をいう。
契約書 別紙	別紙1 用語の 定義	(17) 「建築工事監理企業」とは、構成企業のうち、工事監理業務（建築）を担当する●をいう。	(17) 「建築工事監理企業」とは、構成企業のうち、工事監理業務（建築）を担当 又は管理する ●をいう。
契約書 別紙	別紙1 用語の 定義	(21) 「建築企業」とは、構成企業のうち、建築工事を担当する●をいう。	(21) 「建築企業」とは、構成企業のうち、建築工事を担当 又は管理する ●をいう。
契約書 別紙	別紙1 用語の 定義	(33) 「設計企業」とは、構成企業のうち、設計業務を担当する●をいう。	(33) 「設計企業」とは、構成企業のうち、設計業務を担当 又は管理する ●をいう。
契約書 別紙	別紙1 用語の 定義	(44) 「土木企業」とは、構成企業のうち、土木工事を担当する●をいう。	(44) 「土木企業」とは、構成企業のうち、土木工事を担当 又は管理する ●をいう。
契約書 別紙	別紙1 用語の 定義	(46) 「入居者移転支援企業」とは、構成企業のうち、既存市営住宅入居者移転支援業務を行う●をいう。	(削除)